

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、市議会に報告し、承認を求める。

令和6年6月24日 提出

周南市長 藤 井 律 子

(別 紙)

専 決 処 分 書

周南市条例第 16 号

令和6年3月31日

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

周南市長 藤 井 律 子

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車
税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（平成25年周南市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「かかわらず、」の次に「普通徴収又は」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により種別割を普通徴収の方法により徴収する場合において納税義務者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税義務者に交付しなければならない。

第4条第1項中「種別割は」を「納税義務者は、種別割の徴収が証紙徴収の方法による場合においては」に改め、「、当該種別割を」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(徴収の方法の特例)</p> <p>第3条 種別割は、条例第85条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 種別割は、毎年5月中に、市の発行する証紙(別記様式第1号)を市長から購入して、<u>当該種別割を払い込まなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(徴収の方法の特例)</p> <p>第3条 種別割は、条例第85条の規定にかかわらず、<u>普通徴収又は証紙徴収の方法によって徴収する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により種別割を普通徴収の方法により徴収する場合において納税義務者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前10日までに納税義務者に交付しなければならない。</u></p> <p>(証紙徴収の手続)</p> <p>第4条 <u>納税義務者は、種別割の徴収が証紙徴収の方法による場合においては、毎年5月中に、市の発行する証紙(別記様式第1号)を市長から購入して払い込まなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>